

令和8年3月30日に開催しました第1回「三重県南海トラフ地震対策推進条例(仮称)」の制定に向けた有識者会議の概要は、次のとおりです。

1 会議の名称

三重県南海トラフ地震対策推進条例(仮称)の制定に向けた有識者会議

2 開催日時

令和8年3月30日(月)15時から17時まで

3 開催方法

対面・オンライン併用開催

4 出席者

三重県知事(冒頭あいさつのみ)

出席12名(対面9名、オンライン3名) 欠席1名(奥村委員)

5 会議の概要

(1)知事挨拶

南海トラフ地震は、いつ来てもおかしくないという状況。去年の3月に国から発表された被害想定、本日発表した三重県の被害想定でも非常に大きな被害が発生。県としては不安をいわずらにあおるつもりはなく、正しく結果をとらえて、正しく恐れ、正しく対応していくということが何よりも大事。

そのための一助となるのが、南海トラフ地震に特化した条例。防災対策の条例は既にあるが、南海トラフ地震に特化した条例を作っていないと、県民の皆さんの意識、対策の焦点がぼやけてしまう可能性がある。

通常の地震を超える大きな地震が来た場合に、いわゆる災害弱者と言われてる方々に対してどう対応していくのか、被害に遭われる方の数をいかに少なくしていくかを常に考えておく必要がある。

大事なのは、事前防災だと承知をしているが、この条例をつくること自体も事前防災の1つ。県民の皆さんの命を守る条例にしていきたいので、よろしく願い申し上げます。

(2)座長選任

出席委員の互選により、福和委員を座長に選任しました。

また、福和座長からの指名により、川口委員を座長代理に選任しました。

(3)事項1 条例の必要性

<事務局からの説明>

- ・県では令和2年3月 24 日に自然災害全般に対する防災対策を規定した「三重県防災対策推進条例」を制定。自助、共助、公助の観点から各主体の役割を網羅的に記載。
- ・本条例に基づき、ハード・ソフト対策など様々な取り組みを進めてきたが、国の被害想定を見ると、本県の被害はそれほど減少していないのが現状。
- ・発災直後に想定される津波襲来等の南海トラフ地震特有の課題について、県民・事業者・行政がともに徹底した事前防災対策を講じていく必要。今回策定する条例では、三重県防災対策推進条例の基本理念に則りつつ、南海トラフ地震の被害をできるだけ低減することを目的としたい。

(4)事項2 南海トラフ地震による三重県の被害の様相

<事務局からの説明>

- ・南海トラフ地震による三重県の被害は、人口あたりの数字で考えると、東日本大震災(東北 3 県)の数倍以上、能登半島地震(石川県)の数十倍。
- ・太平洋側の広範囲(約 6,000 万人が暮らす範囲)で甚大な被害が発生すると同時に、三重県でも甚大な被害が発生するため、救助・救援や復旧に取り組むにあたって、物的にも人的にも圧倒的にリソースが不足。
- ・そのため、行政だけでなく、事業者、県民などあらゆる主体が総力をあげて取り組む必要。また、被害を少しでも低減させるため、徹底した事前防災の取組が必要。

<委員からの主な意見>

同日に県が公表した南海トラフ地震の被害想定も参照しながら、委員間で被害の様相についての質疑が行われました。主な論点は以下のとおりです。

- ・(対象)条例で対策を検討する対象は、L1(過去最大クラス)、L2(理論上最大クラス)のどちらか。
- ・(地域)津波がすぐに到達する南部、広範囲で液状化するとともに長周期地震動による影響が心配される人口の多い北部、と地域ごとに特徴がある。
- ・(耐震基準)現行の耐震基準、福祉施設や学校といった施設の耐震化の状況を確認する必要。
- ・(要配慮者)広域避難しなくて済むような方策が必要。
- ・(土地利用)高台へ街の機能や住まいを移転するといった、危険な場所に住まないという考え方。
- ・(免責)発災時に事業者が行動しやすいよう、行政が免責するという観点。
- ・(産業)産業面の被害想定、サプライチェーンがどうなるか。

- ・(道路)各種施設を回復するための道路の重要性。
- ・(医療)医薬品のサプライチェーン、少人数でも病院を回せる体制づくり、精神疾患への対応。

(5)事項3 南海トラフ地震特有の課題について

<事務局からの説明>

事務局で検討した特有の課題について説明。

また、特有の課題とその対策を学ぶため、過去の大規模災害の被災地や、先進地の調査を行う旨を説明。

<委員からの主な意見>

事務局が示したものも含め、特有の課題について議論していただきました。主な論点は以下のとおりです。

- ・(社会サービスの維持)病院、福祉、学校、保育所といった社会サービスの維持、優先順位の考え方。
- ・(経済活動)産業、経済基盤への影響も大きな課題。
- ・(発災時のオペレーション)訓練等による DMAT などのオペレーション確認。各種防災協定の実効性を担保できるルールづくりが必要。
- ・(理念と対策)県民や事業者に義務を課すことも出てくるだろうが、絵に描いた餅とならないことが重要。
- ・(人材育成、防災教育)防災の専門家の育成、生き延びるための防災教育。
- ・(規制緩和)発災時の個人情報取扱いなど。
- ・(インフラ)道路や下水など、インフラの標準化や冗長化。
- ・(自助からこぼれるケース)自助に取り組みたくても取り組めない経済的弱者等への対応。
- ・(地域別、広域対応)南部地域の孤立対策など地域ごとの被害の特徴をふまえた各地域の対策。基礎自治体の枠を超えた取組の必要性。
- ・(現行条例との関係)三重県防災対策推進条例に書かれていないことの整理、全てを救うことが難しい南海トラフ地震対策との整合性。
- ・(特化した条例の意味)南海トラフ地震へ対策できることで誰もが住みやすい地域になる、といっためざす社会の姿を示す。

6 会議の公開・非公開

会議は「事項1 条例の必要性」までを公開し、その後は非公開で行いました。

第1回「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定に向けた有識者会議

事項書

資料2

令和8年3月30日（月） 15時～17時

三重県庁3階 プレゼンテーションルーム

1. 知事挨拶
2. 座長選任
3. 事項1 条例の必要性
(以降は非公開)
4. 事項2 南海トラフ地震による三重県の被害の様相
5. 事項3 南海トラフ地震特有の課題について

※会議終了後（17時15分～）、報道機関へのブリーフィングを実施。

「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定に向けた有識者会議

有識者会議委員

敬称略、五十音順。

氏名	所属・役職	専門分野
石井 美恵子	国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 教授	危機管理医学・災害医療 (避難所対策・関連死対策)
一路 悠	防災士（みえ防災市民会議推薦）	地域における自助・共助、教育分野
奥村 与志弘	関西大学 社会安全学部 教授	総合防災・減災論 (津波対策等を中心とした防災対策全般)
片岡 福生	公益社団法人三重県障害者団体連合会 会長	要配慮者（障がい者）支援
川口 淳	三重大学大学院 工学研究科 教授	地域防災 (三重県内の地域事情をふまえた防災対策全般)
西岡 慶子	株式会社光機械製作所 代表取締役社長	民間事業者が取り組む防災・減災対策
湯井 恵美子	一般社団法人福祉防災コミュニティ協会 理事	福祉防災
日置 和宏	伊勢市 危機管理部長（三重県市長会推薦）	県内市代表
廣井 悠	東京大学 先端科学技術研究センター 教授	都市防災・市街地火災 (火災対策・都市防災を中心とした防災対策全般)
福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授	建築耐震工学 (国や近隣県の動きをふまえた防災対策全般)
堀 勝之	紀宝町 防災対策課長（三重県町村会推薦）	県内町代表
松川 杏寧	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 准教授	災害社会学（要配慮者対策）
山本 尚範	名古屋大学大学院 医学系研究科 ⁷ 講師	救急・集中治療医学

「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定に向けた有識者会議

1. 目的

南海トラフ地震特有の課題、課題への効果的な対策にはどういったものがあるか、各分野の専門的な知見を生かしてご意見をいただく。

2. スケジュール

R8年			R9年				
3月	4-6月	夏	秋	冬			
3/30 第1回		第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
	・先進地調査			・アンケート	・骨子案	・中間案	・最終案

3. 会議の内容

※ 必要に応じて追加開催する

第1回	・南海トラフ地震による三重県の被害の様相 (先進地ヒアリング調査の実施)	・南海トラフ地震特有の課題①
第2回	・先進地調査報告	・南海トラフ地震特有の課題②
第3回	・新たな被害想定報告	・南海トラフ地震特有の課題③
第4回	・南海トラフ地震特有の課題④（まとめ） (有識者へのアンケート実施)	・特有の課題への対策①
第5回	・アンケートの結果報告	・特有の課題への対策② ・基本的な考え方（骨子案）
第6回	・特有の課題への対策③（まとめ）	・中間案
第7回	・最終案	

現行 三重県防災対策推進条例（令和2年3月24日）

自然災害全般への防災対策を、県民の責務（自助）、自主防災組織や事業者の責務（共助）、県の責務及び市町の役割（公助）それぞれについて、**網羅的に記載**。

第二章 災害予防対策

- 第一節 県民の責務：防災知識の習得(§ 13)、建築物の耐震化(§ 14)、備蓄や家具の転倒防止(§ 15) 等
- 第二節 自主防災組織の責務：訓練などによる啓発(§ 21)、避難場所や経路の確認(§ 22)、備蓄(§ 23) 等
- 第三節 事業者の責務：事業所の安全確保・BCP策定(§ 26)、従業員への教育(§ 27)、ライフライン確保(§ 29) 等
- 第四節 県の責務及び市町の役割：啓発(§ 31)、職員の人材育成(§ 32)・訓練(§ 33)、体制の整備(§ 34)、備蓄(§ 36)、津波被害等の対策(§ 42)、土木施設(§ 43)、消防団の強化(§ 50)、孤立地区対策(§ 51)、医療救護体制(§ 52)、自主防災組織への支援(§ 53)、事業者との協定(§ 56)、広域的な連携強化(§ 57) 等

第三章 災害応急対策

- 第一節 県民の責務：避難(§ 61)、火災予防(§ 62)、車の使用制限(§ 63) 等
- 第二節 自主防災組織の責務：避難支援・救出・避難所運営などの応急対策(§ 65)、情報の伝達(§ 66)
- 第三節 事業者の責務：事業所内の安全確保・地域への協力(§ 67)、帰宅困難者の発生防止(§ 69) 等
- 第四節 県の責務及び市町の役割：応急体制(§ 70)、情報連絡体制(§ 71)、避難所対応(§ 73)、ボランティアの支援(§ 78)、受援体制(§ 79) 等

項目	令和7年3月公表(内閣府)	平成25年3月公表(内閣府)
死者数	約2.9万人	約4.3万人
全壊焼失棟数	約25.3万棟	約23.9万棟
避難者数	約80.9万人	約69万人
孤立集落	252集落	258集落

過去10年の対策で、
南海トラフ地震の想定被害は
それほど減少していない

甚大な被害を減らすためには、発災直後の津波襲来、多数の建物被害・倒壊、大規模火災の発生、多数の孤立集落の発生など、**南海トラフ地震特有の課題について、県民、事業者、行政が徹底した事前防災対策を講じる必要**がある。

三重県防災対策推進条例

一般的な防災対策

(目的)

第一条 この条例は、**防災対策に関し、基本理念を定め**、県民、自主防災組織、事業者及び県の責務並びに市町の役割を明らかにするとともに、相互の緊密な連携の下、災害が発生した場合における**被害の軽減を図るための施策についての基本的な事項を定める**ことにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって**災害に強い地域社会の実現**に寄与することを目的とする。

〔 三重県防災対策推進条例の基本理念にのっとり、
南海トラフ地震による甚大な被害を軽減する 〕

南海トラフ地震に
特化した対策

三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）

- ・ **南海トラフ地震に特有の課題と課題の解決に向けてとるべき対策**を、県民・事業者・市町等にわかりやすく示す
- ・ **徹底した事前防災対策を推進**し、被害をできるだけ低減する

県の取組

「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」を策定(令和6年11月)

- ・能登半島地震発災直後から「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」等に基づき、県市町職員等延べ約**18,000名**が被災地支援活動を実施
- ・令和6年10月には支援活動で得た多くの気づき・課題を、**80**項目に整理し、「初動対応」「被災者支援」「復旧」の区分に分類
- ・想定される4つの被害について、重点的に対策を実施

 **津波**
 **火災**
 **家屋倒壊**
 **孤立地域**

取組の進捗管理

- ・新たに「三重県南海トラフ地震対策強化推進本部」を設置(令和7年5月20日)
- ・**80**項目を**99**の取組として具体化し、**進捗管理と評価・検証を実施**

三重県南海トラフ地震被害想定

- ・新たな三重県南海トラフ地震被害想定を作成(令和8年3月一部公表)

南海トラフ地震対策に特化した条例、計画の策定へ

● 能登半島地震を踏まえた取組

スターリンク

令和6年10月



災害即応出動車

令和7年3月



トイレカー

令和8年3月



より実践的な総合防災訓練



市町への支援の強化

令和7年当初予算額:330,588千円 / 令和8年度当初予算額 397,518千円

● 「いのちを守る防災・減災総合補助金」を創設(令和7年度)

- ・能登半島地震等を踏まえ、避難所の環境改善や孤立地域対策に取り組む市町の計画を強力に支援

補助率
対象経費の
1/2

対象事業例

- 避難所の環境改善
プライバシー空間確保等の生活環境改善の取組、避難所での健康管理や多様な避難者への対応
- 孤立地域対策事業
通信手段の確保、備蓄、避難所・避難場所等の避難拠点に関する取組等



避難所用
間仕切りテント

人口あたりの数字で考えると、**東日本大震災（東北3県）の数倍以上、能登半島地震の石川県の数十倍。**

※ 南海トラフ地震の影響が及ぶ範囲の広さ

東日本大震災（岩手・宮城・福島）**569万人**、能登半島地震（石川・富山・新潟）**423万人**
 南海トラフ地震（南海トラフ地震防災対策推進地域）**約6,000万人**

■死者数（人口あたり）

（三重県）

東日本大震災（東北3県）の4～7倍（569万人：2.2万人 ⇔ 177万人：2.9万～5.0万人）

能登半島地震（石川県）の27～44倍（110万人：0.07万人 ⇔ 177万人：2.9万～5.0万人）

■負傷者数（人口あたり）

（三重県）

東日本大震災（東北3県）の18～38倍（569万人：0.4万人 ⇔ 177万人：1.5万～5.4万人）

能登半島地震（石川県）の7.5～26倍（110万人：0.1万人 ⇔ 177万人：1.5万～5.4万人）

■全壊棟数（人口あたり）

（三重県）

東日本大震災（東北3県）の1.5～6倍（569万人：11.8万棟 ⇔ 177万人：5.5万～22万棟）

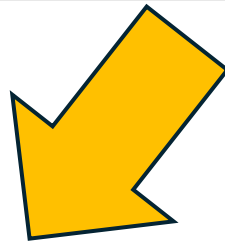
能登半島地震（石川県）の5～22倍（110万人：0.6万棟 ⇔ 177万人：5.5万～22万棟）

被害の様相をふまえた基本的な考え方

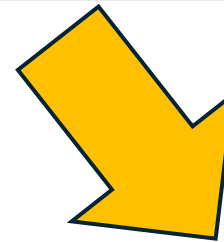
太平洋側の広範囲で甚大な被害が発生
三重県でも甚大な被害



救助・救援や復旧に取り組むにあたって、
物的にも人的にも圧倒的にリソースが不足



行政だけでなく、事業者、
県民などあらゆる主体が総
力をあげて取り組む必要



被害を少しでも低減させる
ため、徹底した事前防災の
取組が必要

南海トラフ地震に「**特有の課題**」は他にないか、また、課題を解決するために**取り組む方向性**についてご意見をいただきたい。

三重県における南海トラフ地震特有の課題（事務局案）

①-1 激しい揺れ	⑤ 医療救護体制の混乱
①-2 発災直後の津波襲来	⑥ 多数の帰宅困難者、避難者の発生
①-3 多数の建物被害・倒壊	⑦ 避難生活の長期化、災害関連死の発生
①-4 大規模火災の発生	⑧ 膨大な災害廃棄物の発生
② 災害対応リソース（人的・物的）の圧倒的な不足	⑨ 土地利用の事前調整
③ 発災後72時間の対応	⑩ 復旧・復興の長期化
④ 多数の孤立集落の発生	⑪ 石油コンビナート災害

（参考）南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月1日）

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

1 「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化	8 複数の災害等への同時対応（複合災害対策）
2 地震動（強い揺れ）及び火災に伴う被害への対応	9 主体的に防災対策に取り組む社会の醸成
3 巨大な津波に伴う被害への対応	10 訓練等を通じた実効性のある対策の推進
4 超広域かつ多分野にわたる被害への対応	11 防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進
5 災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援	12 総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化
6 国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応	13 地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握
7 時間差をおいて発生する地震への対策等の推進	-14-

「三重県南海トラフ地震対策推進条例(仮称)」の制定に向けた 関係部局の協力について

家屋の耐震化、ハード対策(国土強靱化)、要配慮者への対応、産業面の対応、災害時の医療体制など、南海トラフ地震対策は多岐にわたります。全庁を挙げて取り組んでいく必要があります、条例制定に向けた議論への参加・協力をお願いします。

具体的な協力内容は未定ですが、有識者会議への事務局としての参加や、有識者からの意見に対する考え方の整理、対応策の検討などを想定しています。

以下、例として第1回会議での発言から抜粋しています。これらの論点が今後も継続的に議論されていくかは未定であり、今後の有識者会議でこれ以外の論点が出てくることもあり得ます。

※建制順で記載

第1回会議での発言(会議概要から抜粋)	想定される関係部局
(耐震基準) 現行の耐震基準、福祉施設や学校といった施設の耐震化の状況を確認する必要。	子ども・福祉部 県土整備部 教育委員会
(産業) 産業面の被害想定、サプライチェーンがどうなるか。	農林水産部 雇用経済部
(要配慮者) 広域避難しなくて済むような方策が必要。	医療保健部 子ども・福祉部
(土地利用) 高台へ街の機能や住まいを移転するといった、危険な場所に住まないという考え方。	県土整備部
(医療) 医薬品のサプライチェーン、少人数でも病院を回せる体制づくり、精神疾患への対応。	医療保健部
(社会サービスの維持) 病院、福祉、学校、保育所といった社会サービスの維持、優先順位の考え方。	医療保健部 子ども・福祉部 教育委員会 病院事業庁
(発災時のオペレーション) 訓練等によるDMATなどのオペレーション確認。各種防災協定の実効性を担保できるルールづくりが必要。	医療保健部 協定のある部局
(人材育成、防災教育) 防災の専門家の育成、生き延びるための防災教育。	環境生活部 教育委員会
(インフラ) 道路や下水など、インフラの標準化や冗長化。	環境生活部 農林水産部 県土整備部 企業庁 など
(地域別、広域対応) 南部地域の孤立対策など地域ごとの被害の特徴をふまえた各地域の対策。基礎自治体の枠を超えた取組の必要性。	地域連携・交通部

※ インフラには、水道も含まれると解釈して「想定される担当部局」を記載。